

第20回定時株主総会招集ご通知に際しての
インターネット開示事項

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

連結株主資本等変動計算書

連結注記表

株主資本等変動計算書

個別注記表

法令及び当社定款第18条の規定に基づき、上記の事項につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.insource.co.jp/ir/index.html>)に掲載することにより、株主の皆様
に提供しております。

株式会社インソース

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

1. 業務の適正を確保するための体制の概要

当社は、業務の適正を確保するための体制に関する事項(内部統制システム構築の基本方針)につき、2015年11月13日開催の取締役会にて、決議いたしました。当社の「内部統制システム構築の基本方針」の概要は以下の通りです。

(1) 取締役、執行役員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制(会社法第362条第4項第6号、会社法施行規則第100条第1項第4号)

- ① 取締役、執行役員及び使用人が法令及び定款等を遵守するための行動規範としてコンプライアンス方針を定め、社内外に掲示する。
- ② 法令及び定款等の遵守体制の確立・維持・向上のため、コンプライアンスに関する規程を制定し、リスク・コンプライアンス委員会を設置する。
- ③ 取締役、執行役員及び使用人に対しコンプライアンス研修を実施するほか、各種会議体、社内イントラネット、メール等による注意喚起を通じて、遵守すべき法令及び定款等につき周知徹底する。
- ④ 内部監査部門は法令・定款等の遵守状況について監査し、代表取締役執行役員社長にその結果を報告する。
- ⑤ 外部専門家を窓口とする内部通報制度を構築し、法令及び定款等に違反する行為などを使用人が発見した場合に報告できるようにする。
- ⑥ 反社会的勢力への対応についての方針、規程を定め、警察、弁護士等の外部専門機関と緊密に連携し、反社会的勢力との一切の関係を排除するための組織体制その他の対応に関する体制の確保・向上を図る。
- ⑦ 財務報告の信頼性を確保するために、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に従い、財務報告に係る内部統制の有効性を評価、報告する体制を整備し運用する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制(会社法施行規則第100条第1項第1号)

- ① 取締役の職務の執行に係る情報は、文書管理規程及び情報セキュリティ管理規程等に従い、適切に作成、保存、廃棄される。
- ② 情報・文書の保存期間・保存場所、責任部署は社内規程の定めるところによる。
- ③ 取締役及び監査役は、これらの情報・文書を常時閲覧できる。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制(会社法施行規則第100条第1項第2号)

- ① リスク管理体制の確立・維持・向上のため、リスク管理に関する規程を制定し、リスク・コンプライアンス委員会を設置する。

- ② リスク・コンプライアンス委員会は、定期的に想定されるリスクの特定、評価を行い、対策を講じるリスクについてリスク対応部署を決定するとともに、全社的なリスクを網羅的・統括的に管理する。
- ③ 有事が発生した場合は、リスク管理に関する規程に従い、対策を検討・決定し、迅速かつ適切な対応をとる。
- ④ 内部監査部門はリスク管理体制について監査し、代表取締役執行役員社長にその結果を報告する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制(会社法施行規則第100条第1項第3号)

- ① 業務執行機能の強化と経営効率向上を図るため執行役員制度を導入する。
- ② 取締役会を原則として月1回、必要に応じて臨時に開催し、法令で定められた事項のほか、重要事項を決定し、それに従い取締役及び執行役員は適正かつ効率的に職務を執行し、取締役会はそれを監督する。
- ③ 取締役会での経営判断が効率的に行われるよう、取締役会上程事項の事前審議等を行う経営会議、リスク・コンプライアンスに関する事項の審議・報告等を行うリスク・コンプライアンス委員会を定期的に開催する。
- ④ 取締役会規程、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程等を定め、取締役、執行役員及び使用人の職務権限と担当業務を明確にする。
- ⑤ 職務執行を適正かつ効率的に行うために、業務のシステム化、情報管理・伝達におけるペーパーレス化を引き続き推進する。

(5) 企業集団における業務の適正を確保するための体制(会社法施行規則第100条第1項第5号イロハニ)

- ① 子会社の管理部門を当社グループ経営管理部とし、一定の職務執行については、関係会社管理規程に基づき、当社の承認又は当社への報告を要することとして、当社グループの業務の適正を確保する。当社の監査役及び内部監査部門は、子会社の業務全般に関する監査を実施し、適宜改善指導等を行う。
- ② 子会社は業績等について定期的に当社に報告を行うほか、子会社の取締役は必要に応じて当社の重要な会議に出席する。
- ③ 当社は、リスク・コンプライアンス委員会に、当社及び子会社からなる企業集団におけるリスクを総括的に管理する機能を担わせる。
- ④ 子会社は、当社グループ経営管理部等の指導の下、当社と同等の組織規程、業務分掌規程、職務権限規程等を定め職務執行が効率的に行われる体制を整備する。
- ⑤ 当社グループに共通のコンプライアンス方針を定め、社内外に掲示するとともに、当社グループの役職員も外部専門家を通報窓口とする当社の内部通報制度に通報できることとし、当社グループ全体の法令遵守体制を構築する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における、当該使用人に関する事項(会社法施行規則第100条第3項第1号第2号第3号)

監査役の職務の補助をすべき使用人が必要な場合、代表取締役執行役員社長は、監査役の指揮・監督に服する専任の使用人を選任することとする。選任した当該使用人の人事考課、異動、懲戒等については、監査役の承認を要するものとする。

(7) 監査役への報告に関する体制(会社法施行規則第100条第3項第4号イロ第5号)

- ① 当社及び子会社の取締役、執行役員及び使用人は、法令及び規程に定められた事項のほか、監査役から報告を求められた事項について速やかに監査役及び監査役会に報告する。
- ② 監査役は取締役会等の重要会議に出席するとともに、稟議書等の業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて、当社及び子会社の取締役、執行役員及び使用人にその説明を求める。
- ③ 監査役に対する報告を行ったことを理由として、当社及び子会社の取締役、執行役員及び使用人に対し不利な取り扱いを行わない。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制(会社法施行規則第100条第3項第6号第7号)

- ① 監査役は定時及び臨時に監査役会を開催し、情報の交換・協議を行う。
- ② 監査役は、代表取締役執行役員社長と定期的に情報・意見交換を実施するほか、会計監査人、内部監査部門と緊密な連携を保つことで、監査の実効性確保を図る。
- ③ 監査役が職務の執行のために合理的な費用の支払いを求めたときは、これに応じるものとする。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当連結会計年度の運用状況の概要は次の通りです。

(1) 取締役、執行役員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制(会社法第362条第4項第6号、会社法施行規則第100条第1項第4号)

- ・ 外部の弁護士を窓口とする内部通報制度を構築
- ・ 内部者取引防止規程を制定し、インサイダー取引に関する研修を実施
- ・ 財務報告に係る内部統制の有効性を評価、報告する体制を整備

- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制(会社法施行規則第100条第1項第1号)
- ・株主総会議事録、取締役会議事録及び計算書類等につき、法令の定めに基づいた保存期間の設定と適切な管理を実施
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制(会社法施行規則第100条第1項第2号)
- ・クレーム事故対応に関する規程類の変更、周知徹底、運用を実施
 - ・内部監査室による当社の各部門及び子会社の業務監査を実施
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制(会社法施行規則第100条第1項第3号)
- ・社外取締役及び監査役が出席する取締役会を18回、常勤監査役が出席する経営会議を12回開催
- (5) 企業集団における業務の適正を確保するための体制(会社法施行規則第100条第1項第5号イロハニ)
- ・関係会社管理規程に基づく適正な管理を実施
 - ・当社取締役会、経営会議等における、子会社による業績等の定期報告を実施
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における、当該使用人に関する事項(会社法施行規則第100条第3項第1号第2号第3号)
- 該当事項はありません。
- (7) 監査役への報告に関する体制(会社法施行規則第100条第3項第4号イロ第5号)
- ・監査役による取締役会への出席、常勤監査役による経営会議への出席
 - ・監査役による業務執行に関する重要な文書の閲覧、当社各部門・子会社に対するヒヤリングの実施
- (8) その他監査役による監査が実効的に行われることを確保するための体制(会社法施行規則第100条第3項第6号第7号)
- ・監査役会を15回開催し、当社各部門・子会社との情報・意見交換を実施
 - ・監査役による代表取締役執行役員社長との定期的な情報・意見交換を実施
 - ・監査役による会計監査人及び内部監査室との定期的な情報・意見交換を実施

連結株主資本等変動計算書 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)

(単位：千円)

	株 主 資 本					その他の包括利益累計額		純資産合計
	資 本 金	資本 剰余金	利益 剰余金	自己 株式	株主資本 合計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
当期首残高	800,623	854,983	3,313,927	△472,612	4,496,921	3,503	3,503	4,500,424
当期変動額								
剰余金の配当			△652,425		△652,425			△652,425
親会社株主に 帰属する当期純利益			2,233,615		2,233,615			2,233,615
自己株式の取得				△772	△772			△772
自己株式の処分		19,697		23,633	43,330			43,330
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)						1,263	1,263	1,263
当期変動額合計	-	19,697	1,581,190	22,861	1,623,748	1,263	1,263	1,625,012
当期末残高	800,623	874,680	4,895,118	△449,751	6,120,670	4,767	4,767	6,125,437

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 6社
- ・連結子会社の名称
ミテモ株式会社
株式会社らしく
株式会社未来創造&カンパニー
株式会社インソースデジタルアカデミー
株式会社インソースマーケティングデザイン
株式会社ビー・エイ・エス
- ・連結の範囲の変更
当連結会計年度から、新規に株式100%を取得した株式会社ビー・エイ・エスを連結の範囲に含めております。

② 非連結子会社の状況

該当事項はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結会計年度の末日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. その他有価証券

- ・市場価格のない株式等以外のもの
時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
- ・市場価格のない株式等
移動平均法による原価法

ロ. 棚卸資産

- ・商品
移動平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)
- ・仕掛品
個別法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

定率法(ただし2016年4月1日以降に取得した建物附属設備は定額法)

なお、主な耐用年数は次の通りであります。

建物	3～50年
工具、器具及び備品	3～15年

ロ. 無形固定資産

定額法

なお、主な耐用年数は次の通りであります。

自社利用のソフトウェア 3～5年(社内における利用可能期間)

③ 重要な引当金の計上基準

・貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

④ 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社は教育サービス事業の単一セグメントであります。顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下の通りです。

イ. 講師派遣型研修事業

講師派遣型研修事業においては、主に講師を顧客施設又は貸会議室等に派遣する研修サービスを提供しております。当該履行義務は顧客にサービスを提供した時点で充足されると判断し、収益を認識しております。

ロ. 公開講座事業

公開講座事業においては、当社セミナールームにおいて受講者が1名から参加できる研修サービスを提供しております。当該履行義務は顧客にサービスを提供した時点で充足されると判断し、収益を認識しております。

ハ. ITサービス事業

ITサービス事業においては、主にLMS「Leaf」を提供しております。当該履行義務はカスタマイズについては顧客への納品及び顧客による検収が完了した時、月額利用については月毎のサービス提供時点で充足されると判断し、収益を認識しております。

ニ. 映像・eラン制作事業

映像・eラン制作事業においては、主に「動画百貨店」において制作動画を販売しております。当該履行義務は顧客に商品の納品をした時点で充足されると判断し、収益を認識しております。

ホ. コンサルティング事業

コンサルティング事業においては、主に従業員の能力の見える化をする「アセスメント」等のサービスを提供しております。当該履行義務は顧客へ商品又はサービスを納品した時点で充足されると判断し、収益を認識しております。

へ. WEBマーケティング事業

WEBマーケティング事業においては、主にHP上での広告サービスを提供しております。当該履行義務は顧客へサービスを提供した時点で充足されると判断し、収益を認識しております。

これらの履行義務に対する対価は、履行義務充足後、概ね1年以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

⑤ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

イ. のれんの償却方法及び償却期間

5年間の定額法により償却しております。

ロ. 退職給付に係る会計処理の方法

当社及び連結子会社は、確定拠出年金制度を採用しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財またはサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。これによる連結計算書類に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用しております。これによる連結計算書類に与える影響はありません。

また、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項等の注記を行っております。

3. 追加情報

固定資産の減損及び繰延税金資産の回収可能性等の判定・評価にあたり、当社グループの研修事業における新型コロナウイルスの感染拡大に伴う影響については、今後の広がり方や収束時期等の見通しは不透明な状況であるものの、2023年9月期においては需要が拡大していくものと仮定を置き、会計上の見積りを行っております。なお、将来における実績値に基づく結果が、これらの見積り及び仮定とは異なる可能性があります。

4. 会計上の見積りに関する注記

該当事項はありません。

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 42,621,500株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年12月17日 定時株主総会	普通株式	652,425	15.50	2021年9月30日	2021年12月20日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年12月16日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	905,088	21.50	2022年9月30日	2022年12月19日

(3) 当連結会計年度の末日における新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く。)の目的となる株式の種類及び数

普通株式 12,500株

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針 当社グループは、資金運用については預金等の安全性の高い金融資産で行っております。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金及び受取手形は顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は主として株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

未払金及び営業債務である買掛金は1年以内の支払期日であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

営業債権については、販売管理要領及び与信管理要領に従い、グループ経営管理部が取引先の入金状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の販売管理要領及び与信管理要領に準じて、同様の管理を行っております。

ロ. 市場リスクの管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、市況等を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

ハ. 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づきグループ経営管理部が適時に資金計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持などにより、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年9月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次の通りであります。なお、市場価格のない株式等(連結貸借対照表計上額20,006千円)は、「その他有価証券」には含まれておりません。また、「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「未払金」、「未払法人税等」及び「未払消費税等」は現金であること及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、「敷金及び保証金」については重要性が乏しいことから、注記を省略しております。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券			
その他有価証券	52,006	52,006	-

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における調整されていない相場価格により算定

した時価

レベル2の時価：観察可能な時価算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
投資有価証券 その他有価証券 株式	51,291	-	-	51,291

(注) 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日) 第26項に従い、経過措置を適用した投資信託については、上記表には含めておりません。投資信託の連結貸借対照表計上額は714千円であります。

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

該当事項はありません。

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

7. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との関係から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	当連結会計年度
講師派遣型研修事業	4,665,297
公開講座事業	2,218,265
ITサービス事業	1,197,880
eラン・映像制作事業	735,625
コンサルティング事業	124,760
WEBマーケティング事業	54,593
その他	422,056
顧客との契約から生じる収益	9,418,481
外部顧客への売上高	9,418,481

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「1.連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等」における「(4) 会計方針に関する事項の「④重要な収益及び費用の計上基準」に記載の通りです。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

①契約負債の残高等

(単位：千円)

契約負債	当連結会計年度
期首残高	599,026
期末残高	730,681

②残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、当初に予定される顧客との契約期間が1年を超える重要な取引がないため、残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間の記載を省略しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	145.51円
1株当たり当期純利益	53.06円

9. 重要な後発事象に関する注記

(株式分割)

当社は、2022年11月4日開催の取締役会決議において、株式分割及び定款の一部変更を行うことを決議いたしました。

(1) 株式分割の目的

株式を分割することにより当社株式の流動性を高め、投資家層のさらなる拡大を図ることを目的とするものであります。

(2) 株式分割の概要

①株式分割の方法

2022年12月31日(土)(当日は休業日につき、実質的には2022年12月30日(金))を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式1株につき2株の割合をもって分割いたします。

②分割により増加する株式数

イ. 株式分割前の発行済株式総数	: 42,621,500株
ロ. 今回の分割により増加する株式数	: 42,621,500株
ハ. 株式分割後の発行済株式総数	: 85,243,000株
ニ. 株式分割後の発行可能株式総数	: 300,000,000株

③株式分割の日程

イ. 基準日公告日	: 2022年12月16日(金)
ロ. 基準日	: 2022年12月31日(土)
	(当日は休業日につき、実質的には2022年12月30日(金))
ハ. 効力発生日	: 2023年1月1日(日)

④1株当たり情報に及ぼす影響

当該株式分割が前連結会計年度の期首に行われたと仮定した場合の1株当たり情報は、以下の通りであります。

	前連結会計年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)	当連結会計年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)
1株当たり純資産額	53.46円	72.75円
1株当たり当期純利益金	18.71円	26.53円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	18.70円	26.52円

⑤その他

イ. 資本金の額の変更

今回の株式分割に際して、資本金の変更はありません。

ロ. 新株予約権行使価額の調整

今回の株式分割に伴い、次の新株予約権の1株当たりの権利行使価額を当該新株予約権の発行要項に従って、2023年1月1日以降、下記の通り調整いたします。

	調整前行使価額	調整後行使価額
第3回新株予約権	63円	32円

(3) 譲渡制限付き株式総数の調整

2021年12月17日開催の第19回定時株主総会で決議された当社取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式報酬制度において、今回の株式分割に伴い、譲渡制限付株式として新たに発行又は処分する普通株式の総数（年間）を、2023年1月1日から下記の通り調整いたします。

新たに発行又は処分する普通株式の総数（年間）	
調整前	調整後
17,500株以内	35,000株以内

(4) 株式分割に伴う定款の一部変更

①変更の理由

今回の株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づき、2023年1月1日をもって、当社定款第6条（発行可能株式総数）を変更いたします。

②変更の内容

変更の内容は、下記の通りであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更後定款
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>150百万</u> 株とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>300百万</u> 株とする。

③変更の日程

取締役会決議日 : 2022年11月4日 (金)

効力発生日 : 2023年1月1日 (日)

株主資本等変動計算書 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)

(単位：千円)

	株 主 資 本								自己株式	株主資本 合計
	資 本 金	資本剰余金			利 益 剰 余 金			自己株式		
		資本 準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益 準備金	その他 利益剰余金 繰越 利益剰余金	利益 剰余金 合計			
当期首残高	800,623	641,793	213,189	854,983	10,584	2,940,048	2,950,632	△472,612	4,133,626	
当期変動額										
剰余金の配当						△652,425	△652,425		△652,425	
当期純利益						1,998,207	1,998,207		1,998,207	
自己株式の取得								△772	△772	
自己株式の処分			19,697	19,697				23,633	43,330	
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)										
当期変動額合計	-	-	19,697	19,697	-	1,345,782	1,345,782	22,861	1,388,340	
当期末残高	800,623	641,793	232,886	874,680	10,584	4,285,830	4,296,415	△449,751	5,521,967	

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	3,503	3,503	4,137,129
当期変動額			
剰余金の配当			△652,425
当期純利益			1,998,207
自己株式の取得			△772
自己株式の処分			43,330
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	1,263	1,263	1,263
当期変動額合計	1,263	1,263	1,389,604
当期末残高	4,767	4,767	5,526,734

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

i) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社及び関連会社株式

移動平均法による原価法

② その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの

期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

ii) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

① 商品

移動平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

② 仕掛品

個別法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法(ただし2016年4月1日以降に取得した建物附属設備は定額法)

なお、主な耐用年数は次の通りであります。

建物 3～50年

工具、器具及び備品 3～15年

② 無形固定資産

定額法

なお、償却年数は次の通りであります。

自社利用のソフトウェア 3～5年(社内における利用可能期間)

(3) 引当金の計上基準

・貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社は教育サービス事業の単一セグメントであります。顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下の通りです。

イ. 講師派遣型研修事業

講師派遣型研修事業においては、主に講師を顧客施設又は貸会議室等に派遣する研修サービスを提供しております。当該履行義務は顧客にサービスを提供した時点で充足されると判断し、収益を認識しております。

ロ. 公開講座事業

公開講座事業においては、当社セミナールームにおいて受講者が1名から参加できる研修サービスを提供しております。当該履行義務は顧客にサービスを提供した時点で充足されると判断し、収益を認識しております。

ハ. ITサービス事業

ITサービス事業においては、主にLMS [Leaf] を提供しております。当該履行義務はカスタマイズについては顧客への納品及び顧客による検収が完了した時、月額利用については月毎のサービス提供時点で充足されると判断し、収益を認識しております。

ニ. 映像・eラン制作事業

映像・eラン制作事業においては、主に「動画百貨店」において制作動画を販売しております。当該履行義務は顧客に商品の納品をした時点で充足されると判断し、収益を認識しております。

ホ. コンサルティング事業

コンサルティング事業においては、主に従業員の能力の見える化をする「アセスメント」等のサービスを提供しております。当該履行義務は顧客へ商品又はサービスを納品した時点で充足されると判断し、収益を認識しております。

これらの履行義務に対する対価は、履行義務充足後、概ね1年以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

・退職給付に係る会計処理の方法

当社は、確定拠出年金制度を採用しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財またはサービスの支配が顧客に移転した時点で、当

該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。これによる計算書類に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用しております。これによる計算書類に与える影響はありません。

3. 追加情報

固定資産の減損及び繰延税金資産の回収可能性等の判定・評価にあたり、当社の研修事業における新型コロナウイルスの感染拡大に伴う影響については、今後の広がり方や収束時期等の見通しは不透明な状況であるものの、2023年9月期においては需要が拡大していくものと仮定を置き、会計上の見積りを行っております。なお、将来における実績値に基づく結果が、これらの見積り及び仮定とは異なる可能性があります。

4. 会計上の見積りに関する注記

該当事項はありません。

5. 貸借対照表に関する注記

関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分表示したものを除く)

短期金銭債権	34,762千円
短期金銭債務	125,155千円

6. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	34,144千円
仕入高	861,687千円
販売費及び一般管理費	26,488千円

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式	524,345株
------	----------

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の 主な原因別の内訳

(単位：千円)

科 目	金 額
(繰延税金資産)	
未払事業税	36,025
未払金 (確定拠出年金移行分)	1,034
資産除去債務	15,408
未払賞与	94,921
未払法定福利費	13,300
株式報酬費用	56,553
関係会社株式評価損	24,496
投資有価証券評価損	50,792
その他	4,470
繰延税金資産合計	296,999
(繰延税金負債)	
資産除去債務に対応する除去費用	7,318
その他有価証券評価差額金	2,103
繰延税金負債合計	9,422
繰延税金資産の純額	287,577

9. 関連当事者との取引に関する注記

- (1) 子会社及び関連会社等
該当事項はありません。
- (2) 役員及び個人主要株主等
該当事項はありません。

10. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報「連結注記表 7.収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しておりますので注記を省略しております。

11. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	131.29円
1株当たり当期純利益	47.47円

12. 重要な後発事象に関する注記

(株式分割)

当社は、2022年11月4日開催の取締役会決議に伴い、株式分割及び定款の一部変更を行うことを決議いたしました。

詳細につきましては、「連結注記表 9. 重要な後発事象に関する注記」をご参照ください。